

## 関東ブロック連絡会 第29回運輸問題研究集会

日時 2021年04月08日(木) 13:00～

場所 WEB

出席者 57名

【神奈川県連からの出席者】

阿部健次郎(川崎運送労働組合)・宇井 浩(SBS フレイトサービス労働組合)・高橋 徹(ヤマト運輸労働組合横浜支部)・萩原 和彦(丸全昭和運輸労働組合)・名張 徳亮(日新労働組合)・浅井 義昭(丸全昭和運輸労働組合)・秋田谷純一(楠原輸送労働組合)・志田 一宏(日新労働組合)・簗町 達哉(YBC労働組合)・高橋 和彦(県連)・望月 博巳(県連)

関東ブロック連絡会は、WEB開催にて『第29回運輸問題研究集会』を開催し、関東の仲間57名が出席、神奈川県連から11名が出席しました。

今回の運研集のテーマは、コロナ禍において労働組合の第1の決議機関である『大会』の開催方法について『コロナ禍で仕方ない』と規約に無い開催方法をとっても有効なのか？今だ、収まりを見せない新型コロナウイルス感染症拡大中、定期大会の開催をどのように進めれば良いのか？

法の専門家、宮里邦雄弁護士に『新型コロナ禍での労働組合活動をめぐる諸問題』というテーマで講演がされました。

反町代表委員は、「コロナ禍での組合活動は大きな転換期を迎えている。労働運動は『集まれ！語れ！』が基本！しかし、コロナ対策により対面にならないような運動が余儀なくされている。コロナ禍での労働運動がどうあるべきなのか、皆さんと一緒に考えていきたい」と述べました。

### 【講演】



新型コロナウイルス感染症拡大により労働組合の組織運営にもさまざまな問題や影響や対応を迫られています。

例えば、規約に定める方法での大会開催による方針決定等ができない。規約に定める役員選挙等ができない。また、日常の活動としても、組合役員や組合員との討論の機会がない。諸会議等が設定できない。組合員の相互交流が少ないなど、労働組合の団結力にも影響が出ています。

組合規約の意義と法的性格については、組合と組合員の契約としての性格を持ち、規約に基づいて行わなければならないという組合民主主義が求められている。労働組合は憲法や労働組合法により労働基本権が保障されているのが労働組合。そのため自主性と民主制を踏まえ、『いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われない。』など民主制を組合規約の必要的記載事項に定めています。

新型コロナ禍の状況下で、感染拡大防止の視点から組合規約どおりの組織運営は困難になり、規約に定めない方式による大会運営、役員選挙等が問題となっている。組合規約は、組合自治と組合民主主義を定めたものであり、規約遵守は組合に求められる大原則である。しかし、規約にはコロナ禍のような想定外の事態が生じた場合の対応などは定義されていない規約が多い。規約に定めのない組織運営であっても組合民主主義が担保されれば例外的に許されるものと思います。ただし、役員選挙・争議権確立・組合規約の改正は、直接無記名投票が必要であり、委任できないことに注意が必要です。

今後の課題として、規約上の根拠に基づく組織運営を行うことが望ましい。例えば、「天災事変等組合員の生命・身体への安全確保の必要性があるなどやむを得ない事由があると執行委員会が判断した場合は、以下の方式で大会を行うことができる」と定め、その例外的要件を厳しく定め明記することが必要です。

団体交渉について、オンライン団交は労使の合意があれば可能であるが、合意がないにもかかわらず、リモート団交方式に固執し、団交に応じないというのは正当な理由のない団体交渉として不当労働行為となる。対面交渉が団交の原則であり、コロナ禍という状況下でも、参加人数、相手との距離、開催場所等を工夫すれば、対面方式は可能な場合もある。

「団体交渉は、労使双方が同席、相対峙して協議、交渉を行うことが原則であり、労使双方の合意がある場合又は直接話し合うことが困難である等の特段の事情がある場合を除き、書面の回答により団体交渉が実施されたことにならない」（清和電器事件・東京高判平成2・12・26労働判例632号21頁、最高裁平成5・4・6労判632号20頁）。

出席者から「規約改正の大会を行う場合で通常の形では行えない場合はどうすべきか？」と質問がされ、「規約の改正を含む定期大会において、直接無記名投票が必要となるが、コロナ禍において様々な方式を考えて行うより、コロナ禍が収まった時に規約改正を行う方が望ましいのではないか。コロナ禍が収まる間の大会は個別の対応として組合民主主義を確保した形での運営であれば有効であると考えられる」と宮里弁護士は述べました。